

第180回藤沢市都市計画審議会
議第1号

藤沢都市計画生産緑地地区の変更について
(藤沢市決定)

藤沢都市計画生産緑地地区の変更（藤沢市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約 89.7 h a	<p>高倉字中島地内において、箇所番号 44 の面積を変更 長後字下分において、箇所番号 58 の区域を縮小 下土棚字新屋敷地内において、箇所番号 73 の面積を変更 大庭字羽根沢地内において箇所番号 259 の区域を縮小 亀井野字山之神地内において、箇所番号 283 の面積を変更 立石一丁目地内において、箇所番号 337 の区域を廃止 稲荷一丁目地内において、箇所番号 367 の区域を縮小 辻堂元町六丁目地内において、箇所番号 442 の面積を変更 本鶴沼二丁目地内において、箇所番号 447 の面積を変更 辻堂太平台一丁目地内において、箇所番号 460 の区域を廃止、箇所番号 562 の区域を縮小 城南一丁目地内において、箇所番号 557 の区域を廃止 川名字森久地内において、箇所番号 615 の区域を拡大 弥勒寺二丁目地内において、箇所番号 647 の区域を追加</p>

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

- 1 箇所番号 44
本生産緑地地区は、面積に錯誤があったため、都市計画変更を行うものであります。
- 2 箇所番号 58
本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、相続人から買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「縮小」の都市計画変更を行うものであります。
- 3 箇所番号 73
本生産緑地地区は、面積に錯誤があったため、都市計画変更を行うものであります。
- 4 箇所番号 259
本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、相続人から買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「縮小」の都市計画変更を行うものであります。
- 5 箇所番号 283
本生産緑地地区は、一部の筆について都市計画決定当初の指定面積に錯誤があったため、都市計画変更を行うものであります。
- 6 箇所番号 337
本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、相続人から買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。
- 7 箇所番号 367
本生産緑地地区は、一部を公共施設等の用に供したため、「縮小」の都市計画変更を行うものであります。
- 8 箇所番号 442
本生産緑地地区は、面積に錯誤があったため、都市計画変更を行うものであります。
- 9 箇所番号 447
本生産緑地地区は、面積に錯誤があったため、都市計画変更を行うものであります。
- 10 箇所番号 460
本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、相続人から買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

11 箇所番号 557

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が故障し、営農が困難となったため、相続人から買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

12 箇所番号 562

本生産緑地地区は、一部を公共施設等の用に供したため、「縮小」の都市計画変更を行うものであります。

13 箇所番号 615

本生産緑地地区は、所有者から生産緑地地区の指定申出があり、藤沢市生産緑地地区指定基準の目的である、良好な都市環境の保全・形成に資するものに適合する土地であるため、「拡大」の都市計画変更を行うものであります。

14 箇所番号 647

本生産緑地地区は、所有者から生産緑地地区の指定申出があり、藤沢市生産緑地地区指定基準の目的である、良好な都市環境の保全・形成に資するものに適合する土地であるため、「追加」の都市計画変更を行うものであります。

新 旧 対 照 表

新旧の別	面 積	箇 所 数
新	約 <u>89.7ha</u>	<u>488</u>
旧	約 <u>90.1ha</u>	<u>490</u>
増減	▲0.4ha	▲2

経緯書

生産緑地地区 都市計画決定（変更）の経緯

- 1992年（平成4年）11月13日告示（市告第193号）
指定面積 約 99.1ha 指定箇所数 543箇所
- 1993年（平成5年）12月24日告示（市告第185号）
指定面積 約 102.5ha 指定箇所数 565箇所
- 1994年（平成6年）12月22日告示（市告第192号）
指定面積 約 105.7ha 指定箇所数 581箇所
- 1995年（平成7年）12月26日告示（市告第216号）
指定面積 約 108.4ha 指定箇所数 593箇所
- 1996年（平成8年）12月25日告示（市告第241号）
指定面積 約 109.1ha 指定箇所数 598箇所
- 1997年（平成9年）12月26日告示（市告第228号）
指定面積 約 108.1ha 指定箇所数 589箇所
- 1998年（平成10年）12月28日告示（市告第262号）
指定面積 約 107.5ha 指定箇所数 586箇所
- 1999年（平成11年）12月28日告示（市告第250号）
指定面積 約 106.8ha 指定箇所数 580箇所
- 2000年（平成12年）12月26日告示（市告第265号）
指定面積 約 105.7ha 指定箇所数 574箇所
- 2001年（平成13年）11月29日告示（市告第221号）
指定面積 約 103.8ha 指定箇所数 563箇所
- 2002年（平成14年）12月18日告示（市告第249号）
指定面積 約 102.4ha 指定箇所数 554箇所
- 2003年（平成15年）12月15日告示（市告第251号）
指定面積 約 101.9ha 指定箇所数 550箇所
- 2004年（平成16年）9月9日告示（市告第167号）
指定面積 約 105.3ha 指定箇所数 564箇所
- 2004年（平成16年）12月27日告示（市告第279号）
指定面積 約 104.9ha 指定箇所数 561箇所
- 2005年（平成17年）12月20日告示（市告第278号）
指定面積 約 104.5ha 指定箇所数 560箇所

2007年（平成19年）12月27日告示（市告第293号）
指定面積 約103.7ha 指定箇所数 553箇所

2008年（平成20年）12月25日告示（市告第297号）
指定面積 約103.6ha 指定箇所数 552箇所

2009年（平成21年）12月25日告示（市告第295号）
指定面積 約105.2ha 指定箇所数 565箇所

2010年（平成22年）12月28日告示（市告第313号）
指定面積 約103.5ha 指定箇所数 561箇所

2011年（平成23年）12月20日告示（市告第261号）
指定面積 約102.1ha 指定箇所数 550箇所

2012年（平成24年）12月6日告示（市告第286号）
指定面積 約101.3ha 指定箇所数 544箇所

2013年（平成25年）12月18日告示（市告第291号）
指定面積 約100.8ha 指定箇所数 538箇所

2014年（平成26年）12月16日告示（市告第306号）
指定面積 約100.2ha 指定箇所数 536箇所

2015年（平成27年）12月8日告示（市告第267号）
指定面積 約98.5ha 指定箇所数 528箇所

2016年（平成28年）12月7日告示（市告第271号）
指定面積 約95.8ha 指定箇所数 518箇所

2017年（平成29年）12月4日告示（市告第286号）
指定面積 約94.6ha 指定箇所数 510箇所

2018年（平成30年）12月11日告示（市告第304号）
指定面積 約92.6ha 指定箇所数 502箇所

2019年（令和元年）12月10日告示（市告第279号）
指定面積 約91.5ha 指定箇所数 498箇所

2020年（令和2年）12月24日告示（市告第288号）
指定面積 約90.5ha 指定箇所数 494箇所

2021年（令和3年）12月15日告示（市告第292号）
指定面積 約90.1ha 指定箇所数 490箇所

今回の都市計画変更の経緯

2022年（令和4年）8月31日

第179回藤沢市都市計画審議会 報告 場所：藤沢市役所 本庁舎5階 5-1会議室

2022年（令和4年）9月26日 から10月11日

神奈川県知事協議

2022年（令和4年）10月24日 から11月7日

都市計画変更案の縦覧 場所：藤沢市都市計画課

2022年（令和4年）11月24日

第180回藤沢市都市計画審議会 付議 場所：藤沢市役所 分庁舎2階 会議室

都市計画を定める土地の区域

追加する部分	藤沢市弥勒寺二丁目地内
削除する部分	なし
変更する部分	藤沢市高倉字中島、長後字下分、下土棚字新屋敷、 大庭字羽根沢、亀井野字山之神、立石一丁目、稲荷一丁目、 辻堂元町六丁目、本鵜沼二丁目、辻堂太平台一丁目、 城南一丁目及び川名字森久地内